

令和7年度 東京都北区児童館監査の結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度児童館監査の結果を下記のとおり公表する。

令和8年2月26日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西村 泰 信
同	坂口 勝 也
同	坂場 まさたけ

記

1 監査実施日及び監査対象

監査実施日	監査対象	所管課
12月18日（木）	神谷子どもセンター 王子東児童館	子どもわくわく課
12月19日（金）	桐ヶ丘児童館	

事務監査は、11月25日（火）～12月19日（金）に実施した。

なお、職員のサービス及び給与に関する事務については、全児童館職員（指定管理者導入児童館を除く）について庶務事務システムの照合により事務監査を実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和6年度及び令和7年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

3 監査の主な着眼点

- （1）施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。
- （2）施設は安全性を考慮し管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- （3）施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。
- （4）各館に令達された予算が適正かつ効果的に執行されているか。

4 監査結果

児童館の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

【 口頭注意事項 】

サービス及び給与に関する事項 1 件

令和7年度 東京都北区児童館（指定管理館）監査の結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度児童館（指定管理）監査の結果を下記のとおり公表する。

令和8年2月26日

東京都北区監査委員 佐藤 明 充
同 西村 泰 信
同 坂口 勝 也
同 坂場 まさたけ

記

1 監査実施日及び監査対象

監査実施日	監査対象	指定管理者	所管課
12月19日(金)	西ヶ原子どもセンター	株式会社明日葉	子どもわくわく課

事務監査は、11月25日（火）～12月19日（金）に実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和6年度及び令和7年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

(単位：円)

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料
西ヶ原子どもセンター	令和4年4月1日～令和7年3月31日 令和7年4月1日～令和12年3月31日	30,867,972

3 監査の主な着眼点

(1) 所管課

- ①事業報告書の点検は適正になされているか。
- ②委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

(2) 指定管理者

- ①施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。
- ②施設は安全性を考慮し管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- ③施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。
- ④施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。

4 監査結果

児童館の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

【 口頭注意事項 】

施設管理に関する事項 1 件